

	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会</p> <p>〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-2270-2122 FAX 086-2270-2123 http://www.okayama-jincho.or.jp/</p>	<p>祝祭日には国旗 を掲げましょう</p>
--	---	----------------------------



木野山神社・
八幡神社の
御神輿

高梁市津川町今津の同じ境内地に鎮座する木野山神社・八幡神社は秋の両社例祭（十月第三日曜日）に、二基の御神輿が神幸されます。

木野山神社の御神輿は、安政四年に修復されましたが、例祭日だけでなく流行病など天災があると狼さま（木野山神社の御神使であり神様）の御陰を頂こうと担ぎ出されることが多く、度々修理が行われてきましたがいよいよ傷みが進み、昭和五十年に同じく傷んでいた八幡神社の御神輿も合わせて、氏子崇敬者の御協力のもと新調されました。

例祭では、両社同時刻に祭典が執り行われ宮出しとなります。以前は人々に担がれ練り歩いていましたが、今は車で八幡神社の氏子地域内にある御旅所八ヶ所を巡ります。

（写真は手前が八幡神社で奥が木野山神社の御神輿）

新型コロナウイルス感染症の猛威

岡山県神社庁庁長 牧 博嗣



一月中頃、「中国武漢で謎の感染症発生か」との報道が出始め、中国の春節で多くの中国人が来日する光景に、少しずつウィルス感染への危惧を持ちつつも、まだ私の中では高を括っていたところがありました。

二月に入り、横浜に寄港した大型クルーズ船で集団感染が発生、国内でも感染の拡大が始まりました。これを受けて本社本庁総長名で各県庁長宛に二月二十日【新型コロナウイルス感染症の発生に伴う神社の対応について】二十八日【新型コロナウイルス感染症への対応について】と相次ぐ通知で、対応に万全を期するよう求めてきました。

二十日付けは、感染防止策の実施と発症時の対応や感染拡大に備えた神社活動の検討について。二十八日付けは、政府からの行事の自粛、規模縮小等の要請を受けて、直会、神賑行事、講演会等の中止や規模縮小、開催時期の変更の検討を求めたものでした。これに伴い、神宮大麻頒布終了祭参列及び推進会議、全国教化会議、庁長会、祭式

指導者養成研修会等主要な行事が悉く中止、当庁におきましても、三月の主な行事、研修会を中止、三月十二日の神社庁神殿祭も役員のみ参列で斎行いたしました。

そして、神殿祭終了後の役員会で、神社関係者大会も中止を決め、初任神職研修会を除き今年度下半期の諸行事は中止や延期を余儀無くされる事態となりました。

その後も感染は全世界で拡大、国内でも三月下旬から急速に拡大して行き、東京オリンピックも一年延期が発表されました。岡山でも三月二十二日県内で一人目の感染者が確認され、日ごと深刻な状況が続く中で四月七日政府より七都府県に緊急事態宣言が発出され、十七日には全国に（十三都道府県は特定警戒都道府県）発出される事態となりました。

当神社庁におきましてもこれを受けて、県内全神職に【新型コロナウイルス感染症への対応について】を通知、感染症拡大の防止に一層努めていた

くようお願いをすると共に、五月六日まで本社庁での諸会合の自粛及び庁務態勢の縮小を報告いたしました。その後、緊急事態宣言は五月三十一日まで延長されましたが、十五日に特定警戒八都道府県を除く三十九県が一斉に解除されました。

しかしながら、終息には数年かかるともいわれており、予断を許さない状況に変わりはありません。

新型コロナウイルス感染症の猛威は、人々の暮らしを一変させました。「うつさない」「うつらない」為に、密閉、密集、密接の三密の行動を避けることが、我々神社界においていかに困難なことであるかを思い知らされています。

三密を避けるために申し訳ない思いで「参拝をご遠慮ください」とお願いをし、殆どの神社が神職のみでの祭典奉仕或いは御祈祷等の対応に苦慮されていると思います。

全国の多くの著名神社では、参拝停止等厳しい処置をとられていることが報道されていました。また、県内でも同様の対応や、春季大祭の神賑行事の自粛により、大打撃を受けている神社も少なくない聞いております。

今後、夏祭りや秋季大祭、正月行事

等への影響拡大が懸念されます。

本社庁としても、負担金の減免や無利子貸付の運用等出来得る限りの支援を検討して参りたいと考えています。今回の感染症拡大による被害は一極集中ではなく、県内神社はもとより神社界全体に及ぶ災害であり、神社界挙げて心ひとつに知恵を絞り、相互扶助の精神で乗り切っていくしかないと思っております。

本年は、養老四年（七二〇）『日本書紀』が撰上されて二三〇〇年の佳節の年を迎えましたが、その『日本書紀』巻五、第十代崇神天皇の御代、国民の約半数が死亡するという疫病大流行が起こり、神の託宣により三輪山に大物主神（大神神社）を祀り終息したとの記述があります。また、律令時代の四時祭の一つとして神祇令に規定されている鎮花祭は「桜の花が散る時、その花片のつて疫病神が拡散してゆくと考えられ、花の飛び散るのを鎮めて、疫病を防ぐ祭り」として知られています。更に、第四十五代聖武天皇の御代にも天平九年（七三七）に天然痘が大流行する等、幾たびも感染症の猛威にさらされてきたことが歴史に刻まれています。

去る三月四日本庁から【新型コロナウイルス感染症流行鎮静祈願祭執行の

件が通知され、既に各神社で齋行され、或いは、日供祭で日ごと鎮静祈願をされていることと思います。

我々日本人は、自然から戴く大きな恵みと、人智を超えた自然の猛威への畏怖といった中に神々の存在を感得し、自然への感謝と防災のために祭祀を行い、祈りを捧げてきました。

今、我々神職に課せられた使命は、疫病終息に祈りを捧げた先人達に思いを馳せ、神々に人々の安寧と疫病終息の祈りを捧げることではないかと思ひます。

少し余談になりますが、長年感染症治療及び研究を続けてきた、長崎大学教授山本太郎氏がある報道番組で、近年の相次ぐ感染症の大流行について、概ね次のように発言されていました。

「度を超えた森林破壊で野生動物の生息域が減り、無秩序な自然生態系への進出によって人との距離が縮まり、動物のウイルスに感染する頻度が増している。そして、グローバル化した社会が世界同時多発的なパンデミックにつながっている」と、即ち我々人類自身が作り出している災害だと指摘しています。

山本教授のこの警鐘は、今回の感染症蔓延に限らず、近年毎年のように発生している大災害の要因としても当てはまるのではないかと感じました。

令和二年定例協議委員会(議事報告)

六月二十二日(月)午後一時三十分

於 岡山県神社庁講堂

議事

議事録署名人名

日程第一 令和元年度岡山県神社庁事業報告

日程第二 岡山県神社庁新型コロナウイルス感染症対策貸付取扱要綱の報告

日程第三 議案第一号

日程第四 令和元年度岡山県神社庁一般会計

日程第五 議案第二号

令和二年度岡山県神社庁一般会計

補足

日程第三 財務委員長から現対処の報告に加え、監事二名から貸付の内容について庁長へ上申があつた事を報告。

日程第四 原案の通り承認。

御代替記念特別昇階、昇級の神社本庁交付金相当額を庁舎管理資金積立金に積み立てる。

原案の通り承認。

日程第五 歳入

負担金・感染症対策として各支部一律二割減額。

神宮神徳宣揚費交付金・神宮の配慮による交付額改訂により増額。

諸収入・会費を直階検定講習会開催のため増額。

歳出

役員報酬・感染症対応のため本年は計上しない。

直階講習費・講習会開催のため本年は計上しない。

神宮神徳宣揚費交付金・神宮の配慮による交付額改訂により増額。

役員報酬・感染症対応のため本年は計上しない。

直階講習費・講習会開催のため本年は計上しない。

神宮神徳宣揚費交付金・神宮の配慮による交付額改訂により増額。

役員報酬・感染症対応のため本年は計上しない。

直階講習費・講習会開催のため本年は計上しない。

神宮神徳宣揚費交付金・神宮の配慮による交付額改訂により増額。

役員報酬・感染症対応のため本年は計上しない。

直階講習費・講習会開催のため本年は計上しない。

神宮神徳宣揚費交付金・神宮の配慮による交付額改訂により増額。

役員報酬・感染症対応のため本年は計上しない。

直階講習費・講習会開催のため本年は計上しない。

神宮神徳宣揚費交付金・神宮の配慮による交付額改訂により増額。

令和元年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. It lists award recipients for various branches and神社.

責任役員・総代の部

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. It lists responsible officers and representatives for various branches and神社.

Table with 4 columns: 表彰種別, 支部, 奉務神社, 役職, 氏名. It lists additional award recipients and responsible officers.

令和元年度 岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算書

(令和元年7月1日～令和2年6月30日)

歳出の部		令和2年6月補正 (単位:円)		
科	目	補正予算額	既決予算額	増減(△)
V	各種積立金	9,571,600	7,010,000	2,561,600
	3 庁舎管理資金積立金	5,061,600	2,500,000	2,561,600
XI	予備費	6,844,448	9,406,048	△2,561,600
当	期歳出合計	133,744,348	133,744,348	0
歳	出合計	133,744,348	133,744,348	0

令和2年度 岡山県神社庁 一般会計歳入歳出予算書

(令和2年7月1日～令和3年6月30日)

歳入総額 138,968,772円

歳出総額 138,968,772円

歳入の部		(単位:円)		
科	目	予算額	前年度予算額	増減(△)
I	神饌及幣帛料	1,470,000	1,470,000	0
	1 本庁幣	1,220,000	1,220,000	0
	2 神饌及初穂料	250,000	250,000	0
II	財産収入	6,000	6,000	0
III	負担金	29,536,000	36,920,000	△7,384,000
	1 神社負担金	20,675,200	25,844,000	△5,168,800
	2 神職負担金	7,384,000	9,230,000	△1,846,000
	3 支部負担金	1,476,800	1,846,000	△369,200
IV	交付金	78,900,000	64,600,000	14,300,000
	1 本庁交付金	3,500,000	3,500,000	0
	2 神宮神徳宣揚費交付金	75,000,000	60,700,000	14,300,000
	3 本庁補助金	400,000	400,000	0
V	寄付金	10,000	10,000	0
VI	諸収入	6,375,000	4,080,000	2,295,000
	1 表彰金	50,000	50,000	0
	2 預金利子	5,000	5,000	0
	3 申請料・任命料	2,000,000	2,000,000	0
	4 会費	4,020,000	1,725,000	2,295,000
	5 雑収入	300,000	300,000	0
VII	繰入金	1,200,000	1,200,000	0
当	期歳入合計	117,497,000	108,286,000	9,211,000
前	期繰越金	21,471,772	23,937,090 (25,458,348)	△2,465,318 (△3,986,576)
歳	入合計	138,968,772	132,223,090 (133,744,348)	6,745,682 (5,224,424)

科	目	予算額	前年度予算額	増減(△)
IV	指導奨励費	15,480,000	15,279,000	201,000
	1 教化事業費	4,158,000	4,738,000	△580,000
	(1) 教化費	630,000	550,000	80,000
	(2) 広報費	960,000	1,140,000	△180,000
	(3) 事業費	488,000	488,000	0
	(4) 神宮奉賛費	700,000	1,180,000	△480,000
	(5) 育成費	1,380,000	1,380,000	0
	2 神社庁研修所費	5,700,000	2,000,000	3,700,000
	(1) 研修費	2,000,000	2,000,000	0
	(2) 直階講習費	3,700,000	0	3,700,000
	3 祭祀研究費	1,331,000	2,850,000	△1,519,000
	4 各種補助金	4,291,000	5,691,000	△1,400,000
	(1) 神政連関係費	135,000	135,000	0
	(2) 神青協補助金	450,000	450,000	0
	(3) 氏青協補助金	90,000	90,000	0
	(4) 県教神協補助金	90,000	90,000	0
	(5) 女子神職会補助金	162,000	162,000	0
	(6) 県敬婦連補助金	117,000	117,000	0
	(7) 神楽部補助金	90,000	90,000	0
	(8) 作州神楽補助金	27,000	27,000	0
	(9) 支部長懇話会補助金	150,000	150,000	0
	(10) 神宮大祭派遣補助金	30,000	30,000	0
	(11) 教諭師関係費	350,000	350,000	0
	(12) 団体参拝補助金	200,000	200,000	0
	(13) 過疎地域神社活性化助成金	2,300,000	2,300,000	0
	(14) 地区大会等援助金	100,000	1,500,000	△1,400,000
V	各種積立金	7,030,000	7,010,000	20,000
	1 職員退職給与積立金	1,370,000	1,350,000	20,000
	2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0
	3 庁舎管理資金積立金	2,500,000	2,500,000	0
	4 次期式年遷宮準備金	2,000,000	2,000,000	0
	5 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
	6 関係者大会積立金	500,000	500,000	0
VI	神社関係者大会費	600,000	600,000	0
VII	負担金	22,329,300	22,329,300	0
	1 本庁災害慰謝負担金	303,150	303,150	0
	2 本庁負担金	6,366,150	6,366,150	0
	3 本庁特別納付金	12,400,000	12,400,000	0
	4 支部負担金奨励費	2,960,000	2,960,000	0
	5 負担金特別対策費	300,000	300,000	0
VIII	渉外費	620,000	1,350,000	△730,000
	1 友好団体関係費	370,000	1,100,000	△730,000
	2 時局対策費	100,000	100,000	0
	3 同和対策費	150,000	150,000	0
IX	神宮神徳宣揚費交付金	39,000,000	33,000,000	6,000,000
X	大麻頒布事業関係費	5,900,000	5,900,000	0
	1 頒布事務費	500,000	500,000	0
	2 頒布事業奨励費	5,400,000	5,400,000	0
XI	御代替奉祝費	0	3,000,000	△3,000,000
XII	予備費	14,569,472	8,784,790 (6,844,448)	5,784,682 (7,725,024)
当	期歳出合計	138,968,772	132,223,090 (133,744,348)	6,745,682 (5,224,424)
次	期繰越金	0	0	0
歳	出合計	138,968,772	132,223,090 (133,744,348)	6,745,682 (5,224,424)

※款内流用を認める。
 ※表中の()内は補正予算額。
 ※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

新型コロナウイルス感染症への

岡山県神社庁の対応

○新型コロナウイルス感染症の発生に伴う神社の対応について

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知した。(二月二十一日)

○(第二次通知) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う神社の対応について

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知した。(二月二十八日)

○新型コロナウイルス感染症流行鎮静祈願祭執行の件

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知した。(二月二十八日)

○岡山県神社庁神殿祭に併せ新型コロナウイルス感染症流行鎮静祈願祭執行

参列者を役員のみとして少人数で行った。(三月十一日)

○岡山県神社関係者大会の中止

令和二年四月二十三日に開催を予定していたが、感染拡大予防のため中止とした。(三月十一日)

○新型コロナウイルス感染者の発生時における対応について

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知した。(三月二十六日)

○特別体制の設置

岡山県で新型コロナウイルスの感染者が出たときの特別体制をレベル一からレベル四に区分けして対応することとした。詳細は次の通り。

レベル一 岡山県内で散発的に感染者が発生したとき

↓職員は通常の勤務体制とする。

レベル二 岡山県内で感染者の集団感染(クラスター)が複数発生したとき

↓職員は通常の勤務体制で時差出勤を検討する。

レベル三 岡山市内で感染者の集団感染(クラスター)が複数発生したとき

↓職員は交代出勤で他の者は自宅勤務とする。

レベル四 岡山県内で深刻な感染状況となったとき

↓職員は交代出勤で他の者は自宅勤務とする。会合は延期又は中止する。事業の延期・中止を行う。

岡山県(県知事)から外出自粛要請があったとき

レベル三又はレベル四の対応を検討する。(三月三十日)

○令和元年度内の各種研修会の開催について

令和二年六月までの各種研修会の開催は、感染症拡大防止の観点から中止とした。開催中止の研修は次の通り。

六月十二日 神職教養研修会『神社の防災』

六月十五日 神葬祭研修会

○立皇嗣の礼当日神社に於いて行う祭祀執行延期について

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知した。(四月十四日)

○新型コロナウイルス感染症への対応について

感染症の拡大により緊急事態宣言が全国に拡大され、岡山県においても政府・県知事の方針に従い感染拡大防止に努めることとし、全神職に文書通知した。常に情報収集をし、祭典・会合について感染防止の対応を行うことなどを各神社・神職に要請した。神社庁の特別体制をレベル四とした。

岡山県神社庁も感染拡大防止の観点から一旦次の通りの庁務体制とした。

・業務時間 午前十時から午後三時まで

・出勤体制 交代で一日一人が勤務

・期間 四月二十日から五月二日まで

業務時間外の緊急連絡先を瀧本参事の携帯電話とした。

以後、携帯電話のメールアドレス、パソコンのメールアドレスに適宜情報提供を行うため、この機会に社メールの登録を促した。

(四月十七日)

○雇用調整助成金について

神社本庁から通知があり、県内神職に郵送、メール、ホームページにて周知した。(四月二十八日)

○新型コロナウイルス感染症への対応について(庁務体制の一部再開)

五月七日以降の庁務体制を次の通りとし、全神職に文書通知した。

必要な会議は開催し、少人数の会合でも不要不急の会合は延期する。事業の延期、中止は個別に検討する。

業務体制は、会議日などには出勤者を増員しつつ、前回通知の体制を継続する。神社庁の特別体制は、レベル三とした。

期間 五月七日から五月十五日まで (五月七日)

○新型コロナウイルス感染症への対応について

五月十八日以降の庁務体制を次の通りとし、全宮司に文書通知した。

平日の午前九時から午後五時まで(通常の業務時間に戻した)

多人数の会議は自粛し、少人数の会合は開催する。神社庁の特別体制はレベル二とした。(五月十八日)

○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う神社への貸付について

感染症の影響で経済活動が停滞したことにより、収入が著しく減少した神社を救済するために岡山県神社庁が岡山県内の神社本庁が包括する神社に対して貸付を行うことを通知した。(五月十八日)

○神社に関係する主な公的支援一覧

岡山県内で神社に関係する公的支援について、現時点で雇用調整助成金のみ対象だが、今後、宗教法人が対象となる助成金・給付金等が加わる可能性があるので注視するよう通知した。(五月十八日)

○新型コロナウイルス感染症対策 収益事業を対象とした固定資産税などの減免措置

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知した。(五月二十一日)

○通常業務再開

五月十八日から通常の業務時間を再開しているが、県、全国共に緊急事態宣言が解除されたことを受け、六月一日からは業務時間以外も通常の業務体制とし、神社庁の特別体制を解除した。(五月二十八日)

○「こども伊勢まいり」中止

今夏に予定していた第二十六回こども伊勢まいりは感染症の影響にて

中止。年度内再実施の計画案はあるものの現状では未定。(五月二十九日)

(五月二十九日)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、役員会は、三月十二日、五月十一日に臨時開催、三月三十日には身分選考表彰委員会の後に意見交換を行い、その都度、状況の把握と対応を協議し、負担金の減額や神社への貸付制度などを審議した。

また、以前から使用していたSNSのLINEを活用し、役員の情報共有を行った。四月末からは、別のSNSのチャットワークを使用して参拝者の多い神社相互の情報共有ができる体制を作った。現在は、他の神社、神職にもチャットワークのグループへの参加を神社メールの登録者に呼びかけ、今後も継続して神社・神職相互の情報共有、情報発信ができるようにしている。

五月二十日には、リモート会議を想定して総務委員会において委員の自宅と神社庁とを結んで会議ができるかどうかのテストを行った。各自のPC、スマートフォンでWEB会議ソフトのZOOMを使用して接続したところ、通信の乱れも無く、会議に十分な環境があることが確認できた。



神宮大麻頒布
推進について

教化委員会神宮奉賛部会

久山 信太郎

令和元年度神宮大麻の頒布状況は、対前年比一千四百七十八体減の十四万九千二百四十体の頒布が出来た。神宮大麻の減体に歯止めが掛からない状況である。厳しい中六支部が増体になり紙面より御礼申し上げる。特に倉敷都窪支部に於いては前年対比二百二十八体の増体となった。また、吉備支部では復興の途中ではあるが、前年対比二百五十七体の増体となった。厳しい環境下の中で増体になったことは神社界においても意義のあるものと考ええる。

令和元年度は以下の事業を行った。

一、QRコード入りポスター「神棚を差し上げます」を使つての頒布推進事業については、二百七十七字の神棚を贈呈することが出来た。今回ポスターを刷新したことによって、多くの方から申込みを頂いた。

二、タウンメールを使つて神宮大麻の

啓発を行った。今回も百体以上の増体を図ることが出来たのは、一定の成果が出ているものと考えられる。

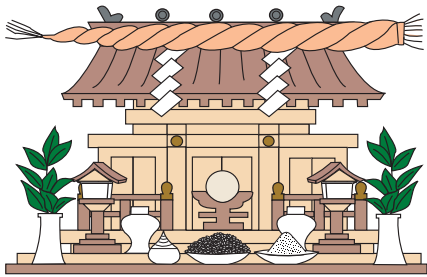
三、「まいられえ岡山」に神宮大麻の啓発広告を行った。

四、モデル神社の頒布推進事業については以下の通りである。

令和元年十二月二日(月)今年度神宮大麻頒布推進モデル神社である、岡山市南区中畦に鎮座する興除神社(西辻嘉昭宮司)に於いて、当部会主催による神宮大麻頒布推進活動を行った。神宮奉賛部会四名・神道青年協議会六名・興除神社総代四名にご奉仕をしていただけた。まず太田教化委員長から挨拶があり、高山神宮奉賛部長が大麻頒布に関する注意点等の説明を行った。西辻宮司からの頒布地区の説明後、班割編成を行い七班で活動を行うこととなった。今回の頒布活動の地区は、妹尾駅前南側の新興住宅地であり、大変大きな団地で住宅が多かったのも印象的であった。全体で四百四戸の訪問を行った。活動は二名一組の七班編成で行い、奉賛部会は総代とコンビを組んだ。神職は白衣白袴姿で各戸を訪問し神宮大麻と興除神社の神札を頒布して廻った。やはり新興住宅地という事から共働きで留守の家も多く、二百八

十戸が不在であったが、不在先には頒布に繋がるように、ポストに大麻に関するパンフレットと興除神社のチラシを投入して廻った。事前に回覧板等で、当事業のことが周知されていた為か、全体で二十三体の増体を図ることが出来た。我々の訪問を待っていた方もいらっしやったのは嬉しかった。当事業は神宮大麻を増体することを目的にしているが、特に神職が地域の方々直接向神宮大麻を頒布する経験は余りあることではないので、個人的にも色々々と勉強になったと考えている。

最後に、西辻宮司による活動へのサポートが大変素晴らしい、活動に関わる資料や必要物の準備をしてくださいましたことを、紙面より御礼申し上げます。



令和元年度 神宮大麻頒布支部別一覧

支 部 名	平成30度			令和元年度頒布数								判定数			
	頒布数	判定数	申込数	大麻	中大麻	大大麻	頒布数	前年比	頒布率	申込数	前年度申込比	判定頒布数	前年比	頒布率	判定比率
01 岡山支部	8,816	8,967	9,300	8,490	181	58	8,729	▲87	23.16%	9,300	0	8,878	▲89	23.56%	1.017倍
02 倉敷都窪支部	12,808	13,190	13,420	12,345	589	102	13,036	228	57.13%	13,440	20	13,433	243	58.86%	1.030倍
03 津山支部	8,924	9,151	9,370	8,600	223	108	8,931	7	44.10%	9,370	0	9,151	▲1	45.18%	1.025倍
04 児島支部	17,097	17,397	17,119	16,184	418	87	16,689	▲408	55.42%	16,707	▲412	16,985	▲412	56.40%	1.018倍
05 玉島浅口支部	15,167	15,541	16,001	14,393	423	157	14,973	▲194	78.16%	15,700	▲301	15,342	▲199	80.08%	1.025倍
06 御津支部	6,356	6,910	6,457	5,473	700	235	6,408	52	84.39%	6,439	▲18	6,993	83	92.10%	1.091倍
07 東備支部	7,832	7,858	8,749	7,822	37	10	7,869	37	41.48%	8,650	▲99	7,898	40	41.63%	1.004倍
08 邑久上道西大寺支部	6,712	7,093	7,248	5,793	541	83	6,417	▲295	57.85%	7,140	▲108	6,771	▲323	61.03%	1.055倍
09 井笠支部	15,696	16,563	16,513	13,943	1,035	387	15,365	▲331	61.37%	16,520	7	16,270	▲294	64.98%	1.059倍
10 吉備支部	9,857	10,080	10,500	9,726	315	73	10,114	257	66.70%	10,500	0	10,345	265	68.22%	1.023倍
11 高梁支部	7,441	7,652	7,462	7,036	301	64	7,401	▲40	94.95%	7,475	13	7,616	▲37	97.70%	1.029倍
12 川上支部	2,809	3,000	2,826	2,412	275	58	2,745	▲64	100.92%	2,761	▲65	2,941	▲60	108.11%	1.071倍
13 新見支部	6,787	7,789	6,857	5,000	1,595	217	6,812	25	87.15%	6,877	20	7,827	38	100.13%	1.149倍
14 真庭支部	8,016	8,189	8,260	7,639	142	103	7,884	▲132	77.42%	8,260	0	8,058	▲131	79.13%	1.022倍
15 美作支部	8,231	8,615	8,500	7,340	510	150	8,000	▲231	72.55%	8,200	▲300	8,405	▲210	76.22%	1.051倍
16 英北支部	1,535	1,607	1,846	1,409	110	16	1,535	0	85.14%	1,836	▲10	1,606	▲1	89.07%	1.046倍
17 久米支部	6,634	7,079	6,794	5,547	683	102	6,332	▲302	83.88%	6,693	▲101	6,776	▲303	89.75%	1.070倍
18 一般	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0		
合 計	153,932	160,177	160,048	139,152	8,078	2,010	149,240	▲1,478	58.12%	155,868	▲1,354	155,289	▲1,388	60.48%	1.041倍

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数

吉備津彦神社における新型コロナウイルス感染症 拡散防止の取り組みについて

吉備津彦神社 禰宜 中川 基 嗣

新型コロナウイルスによる国内感染症の流行が危惧され、当社社としても職員と参拝者の安全を第一に配慮する対策が必要となり、早急に県内外の他神社がホームページ上に出している新型コロナウイルス感染症についての対策を検索した。

しかし、三月の時点でホームページに挙げている神社は全国的に少なく、その中から何社か参考にさせて頂いた。協議して行った。

◇職員への対応

- ・アルコール消毒液を職員通用口に設置し、出入りする際に必ず消毒する。
- ・アルコール消毒液で手が荒れる職員には、強酸性水を購入し設置する。
- ・職員用マスクを購入し、マスクを必ず着用。出勤の方も同じくマスク着用をお願いする。
- ・職員がそれぞれ『うがい・手洗い・顔洗い・再び手洗い』を心掛けて行う。
- ・残業を減らし、少しでも体調がすぐれない場合は報告して自宅待機。

◇参拝者への対応

- ・アルコール消毒液を境内数か所に設置する。(受付前・待合所・社殿入口・絵馬書き台・職員通用口にそれぞれ一本ずつ)
- ・アルコール消毒液で手が荒れる方もいるので、強酸性水も購入し設置する。
- ・ホームページで当神社の対応についてお知らせし、ご協力をお願いする。
- ・ご参拝時には必ずマスクの着用をお願いする。
- ・少しでも熱がある方には参拝を控えていただく。
- ・手水について
(三月末まで)
絶対に柄杓に口をつけないようお願いする。
(四月以降)
柄杓を使わず、手水鉢に水をためず、流水で手を洗えるように加工。
- ・受付・ご社殿入口・ご社殿前・掲示板に三月十四日以降にお知らせしているホームページの内容と同じものを張り紙にして掲示する。
- ・ご祈祷で社殿に入るときは、出来る



流水で洗えるように加工



奉納箱を初穂料入れに改良

だけ本人のみ若しくは少人数にしていただき、出来るだけ間をあけてご着席いただき。神職もマスクを着用してご祈祷を奉仕。玉串拝礼は、齋主が代理で奉奠。参拝者はその場でご起立の上、一緒に拝礼する。

◇受付(御祈祷・授与品・御朱印・おみくじ等)

- ・受付は職員全員マスク着用で対応。
- ・受付について
(四月二十日まで)
受付はガラス戸を閉めた状態。
お守り・授与品・御朱印・おみくじ等は通常通り。
- ・受付の雨戸を閉めた状態。原則受

付は閉めるが、祈祷のご予約の方には対応する。

お守り・授与品・おみくじ類は、最初から袋に入れた状態で、袋にお守り名を記入して授与。

初穂料は、奉納箱をお初穂入れに改良したものに納めていただく。

お金を精算するときは、使い捨ての手袋を着用して行う。

御朱印について
(三月十四日まで)

帳面をお預かりして記入。お渡し後に手を消毒。

(三月十四日以降)

帳面を預かっての対応は中止し、紙(書置き)朱印のお渡しのみで対応。

ただし、当神社の御朱印帳を新規にお受けになる場合は、御朱印帳に記帳して頒布する。

◇祭典の参列への対応

・祭典の参列については、当面、参拝者の安全に配慮し、来賓参列者および一般参加者のご参列を中止。

責任役員・総代のご奉仕も感染拡大の危険性が高いため、安全を重視し一切中止。神職のみの奉仕にする。五月の子安神社の大祭奉仕後に、『流行疫病鎮静終息祈願祭』を斎行。
・催事についても、奉仕者および一般参加を中止。

緊急事態宣言全県解除後の六月からの対応について

◇御祈禱受付について、緊急事態宣言が全県解除され、まわりの状況を慎重に確認しながら受付を徐々に開けている。
授与品の対応について、対面しての対応は原則中止し、御朱印・お守り・おみくじの初穂料も以前と同様に奉納箱に納めていただく。

ホームページ掲載後の状況について

◆三月十四日ホームページ掲載後の受付の状況

御朱印について、帳面をお預かりしての記帳を休止し、紙（書置き）で対応すると「他の神社は書いてく

れたけど、ここは書いてくれないの？」というお言葉が返ってきた。新型コロナウイルス感染症終息後に記帳を再開することを説明し、ご理解をいただいた状況である。

◆四月二十日ホームページ掲載後の受付の状況

新型コロナウイルス感染症対策として受付の雨戸を閉めて、「ご連絡はお電話で」の内容の張り紙をした。ご祈禱の方からは有難いことにご協力をいただき、受付の外から確認のお電話をいただくようになった。

◆五月十八日ホームページ掲載後の状況

緊急事態宣言の岡山県解除にともない、参拝者が少しずつであるが戻ってきてくださっている。

◆六月一日ホームページ掲載後の状況

緊急事態宣言全県解除により、御祈禱の方が徐々に戻ってきてくださっている。参拝者が祈禱をお受けの際には社殿内はソーシャルディスタンスを保つていただくようご案内する。

以上のように政府の対応にあわせて、当神社も取り組んでまいりましたが、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員や参拝者の安全に留意して気を引き締めつつ、ご参拝の皆様が安心してお参りいただけるよう神明奉仕に務めてまいります。

**岡山市内の小学校で
神道教化「雅楽鑑賞会」を開催**

教化委員会事業部会 部長 根石俊明



教化委員会「事業部会」では、左記の岡山市内公立小学校三校に於いて「雅楽鑑賞会」を開催いたしました。

【概要】

本事業は、政令指定都市である「岡山市」の公立小学校・中学校を対象として、祭祀委員会「雅楽部会」の皆様により「平調 越殿楽」を始めとする雅楽の各種演奏・楽器紹介・演奏体験などを行っていただくものです。

- 一月十六日（木）
- 【御野小学校】 岡山市北区中井町
- 【対象】 小学六年生 九十九名
- 【開催時間】 十一時四十五分～ 十二時三十分
- 【西大寺南小学校】
- 岡山市東区金岡西町
- 【対象】 小学六年生 三十名
- 【開催時間】 十四時四十分～ 十五時二十五分

○一月二十八日（火）

- 【御津小学校】 岡山市北区御津宇垣
- 【対象】 小学六年生 三十一名
- 【開催時間】 十時五十分～ 十一時三十五分

神社の話も交えつつ神職さんたちと触れ合うことで、神社への理解も深めてもらえるものと思われまます。さらに本事業はマスクからの注目度

も高く、開催される度に「神主さんの出前授業」として広くお茶の間にテレビ放映されることで、多くの皆様方に我々の活動が周知されていることも評価すべき点だと思われま

平成二十六年

度より行われております「雅楽鑑賞会」は、岡山市教育委員長のご理解の下、毎年行われる市内の「校長会」の場で公表させていただき、依頼を頂いた学校に赴かせていただいております。我々神社界が「日本の伝統文化」を率先して発信して行くことで、教育委員会との関係構築はもとより、広く一般の方々に向けて神道教化事業を展開する契機となることを期するものです。また、神社庁内に於いては「他の部会との垣根を越えて行う事業」という新たな試みでもあります。太田教化委員長、戸部祭祀委員長始め、雅楽部会の皆様方のご理解・ご協力がより良い形で継承されることを願います。



小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。今回は小林弁護士にインターネット上での誹謗中傷の対処について説明していただきます。



岡山県神社庁 顧問 小林 裕彦
小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

インターネット上での誹謗中傷 —どのよう— に 対処すればいい?—

(相談)

インターネット上の掲示板で、当社に関する投稿がされてきました。その概要としては、当社が宗教法人であることを利用して悪徳商法を行っている等というものであるところ、これは事実無根のものであります。このような投稿は当社の社会的評価を下げるものであり、当社は大変困っています。どのようにすればよいでしょうか。

(回答)

一、名誉棄損については、民事上のみならず刑事上も問題になります。

民事上の名誉棄損は、ある言動によつて他人の名声、信用等の社会的評価を低下させるものをいいます。民事上の責任としては、損害賠償義務を負う可能性が考えられます。

一方、刑事上の名誉棄損は、刑法第二三〇条第一項において「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損」と規定されているところ、民事上の名誉棄損と異なり、事実を摘示して行われること等が必要になります。名誉棄損罪に該当する場合、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五〇万円以下の罰金に処せられることとなります。

なお、民事上、刑事上のいずれの場合でも、程度の差等があるものの、公共の利害に関する事実に係るものであり、専ら公益を図る目的で行われている、適示された事実が真実であると証明される等の一定の要件が認められる場合には、責任を負わないこととなります。

御相談における投稿は、社名の名声、信用等を低下させるものであると考えられることから、当社に対する民事上

の名誉棄損になる可能性があると考えられます。

また、この投稿に事実の摘示も含まれている場合には、公然と事実を摘示しているといえるため、刑事上の名誉棄損罪に該当する可能性も考えられます。

二、どのように対処すればいい?
まず、これ以上の損害を拡大させないことが重要です。そのため、投稿の削除請求を行うことが考えられます。削除請求を行う際には、掲示板を運営している会社等に対して書面で請求する、又は裁判上の手続を行うこととなります。また、投稿者を特定して損害賠償請求又は告訴を行うために、投稿者の情報について開示請求を行うことも考えられます。開示請求についても、掲示板を運営している会社等に対して書面で請求する、又は裁判上の手続を行うこととなります。

三、迅速な対応の必要性

インターネット上の情報は、誰もが容易にアクセスすることができ、瞬時に全世界に発信されることとなります。そのため、迅速に対応することが必要です。

インターネット上での名誉棄損でお悩みの場合には、速やかに弁護士に御相談されることをお勧めいたします。



土砂により社務所が全壊（赤磐黒本 天満宮）

特集

豪雨と神社

教化委員会広報部会
副部長 河本昌樹



石垣で本殿のみ高い位置に祀られている。（長御崎神社）

岡山県にとって未曾有の被害でありました平成三十年の豪雨災害について、神社及び神社関係施設の被害に焦点をあて、罹災時に数社の状況を目的とした経験から申し上げたいと思います。

真備町の神社

県内で被害のあった神社は庁報告によると四十二社。被害別に分けると、「土砂崩落及び地すべり等による施設損傷」が三十一社、「水没・浸水」が七社、「付近工場爆発の爆風に

よる損傷」が四社です。倉敷市真備町小田川氾濫によって町の多くが沈んでしまったため一般の被害では「水没・浸水」が圧倒的に大きくなりましたが、神社の被害件数が少ないのは、長い歴史の中で川の氾濫は数十年ごとに発生し、この経験から鎮座地が被害に遭わない位置に納まっていたと考えられます。更に、驚くべきことに真備町中心にご鎮座されている「長御崎神社」（うしろかみざき）「国司神社」では拝殿を含む境内施設のほとんどは今回の豪雨によって水没したにもかかわらず、本殿のみは浸水していないそうです。本殿は石

垣を組んで少し高い位置に建てられており、町全体がプールのように沈んだにも関わらず、絶妙に浸水をかわしているのです。ここに先人の知恵や経験と反省に基づいた敬神の念を感じます。

山林と社殿

そして、神社関係施設の被害として最も件数が多かったのは山岳部の山林の崩落、流水や流木によって境内施設が流されたり破損した等の被害でした。山岳部の神社は山の傾斜を削ったところを平地にし社殿を建てていま

す。その裏手も当然傾斜で、多くが山林でした。複数の被災神社を視察した際に気付いた点は、本殿と裏の山林との間にある程度の何もないスペースがあり、ここで崩落や倒木が止まり社殿に被害が及んでいない神社が多く見えました。この何もないスペースが重要であると思います。残念ながらこれを越えて被災した神社もありましたが、このスペースに背高く成長する樹木を植えてみたり、建て替えのために社殿を移動することを憚るように注意すべきであり、更には、背部山林の倒木によって境内施設に影響が及ばないように普段から剪定・枝打ちを行っておく



本殿と裏の山林とのスペース (鴻八幡宮)



本殿側面。立木が高く、本殿に近い。対処の必要がある。(鴻八幡宮)

ことも肝要であるかと存じます。私の奉務神社である「鴻八幡宮」も被害はありませんでしたが、写真のように対処すべき立木があることに気付かされました。

雨天時の流水

又、ご存じのように最も重要なのは平素の降雨から水流を知っておくことです。大雨・長雨の際に、境内及び上手の溝が如何に機能するかで被害は大きく変わります。山岳部の神社には境内への流入をかわしている川や溝が必ず付近に存在しているはずですが、ここ

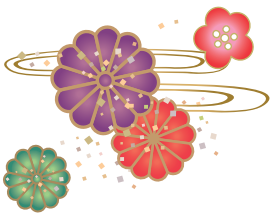
に枝や葉が溜まり水流が滞ると、通常の雨ならば問題はなくても、豪雨の際は水が溢れて予想していない箇所に水流が発生し、これが社殿上手の山林の崩落の原因になったり、或いは境内参道そのものが川の様になり、社殿や灯籠、石段等を流してしまいます。大変面倒な事ではありますが、普段から降雨時の水流を把握し、台風上陸前には溝が機能するかを確認し障害物があれば撤去する等のメンテナンスが必要であり、流水の仕組みを理解しておくのも施設管理者の重要な役目かと存じます。しかし伏流水や地下水に至っては把握や対処はとて困難であると言え

豪雨の常態化

平成三十年に西日本豪雨災害が発生し、翌令和元年にも残念ながら新見市に於いて豪雨による大きな災害が発生しました。百年に一度の災害なのでうししようもなかったというのは確か

ます。更に、罹災時には消防団等は人命や民家の救助が優先され、人的被害の少ない神社施設は後回しとなるのが現状です。有事の際の宮司一人での対処を想定し、できる限りのメンテナン

守るべきものを守ってまいりましょう。



すが、今後同規模の台風が襲ってきた場合、被害を最小に抑えることができな



本殿裏の立木が接触 (武苔神社)



本殿側面に土砂流入 (武苔神社)



本殿裏に土砂流入 (武苔神社)

名誉宮司

年月日	鎮座地	神社名	氏名
2・1・21	高梁市有漢町上有漢	諏訪神社	井口 侑
2・5・1	岡山市中区奥市	岡山縣護國神社	奥西 道浩

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
元・12・10	倉敷市児島柳田町	八幡宮	本宮司	浦川 安代
元・12・24	美作市入田	八幡神社	本禰宜	中野 和子
元・12・24	美作市湯郷	湯神社	本禰宜	田村 幸子
2・1・21	津山市二宮	高野神社	本禰宜	河原 貴浩
2・1・21	岡山市北区御津金川	七曲神社	本禰宜	稲田知香子
2・3・12	赤磐市正崎	熊野神社	本禰宜	佐藤 秀樹
2・3・12	赤磐市正崎	熊野神社	本禰宜	稲田 純子
2・4・1	岡山市北区石関町	岡山神社	本禰宜	久山 桃代
2・4・1	岡山市中区奥市	岡山縣護國神社	本宮司	河野 薫
2・4・1	岡山市中区東山	玉井宮東照宮	本権禰宜	石川 彩乃
2・4・1	岡山市北区惣爪	八幡神社	本宮司	平野 喜隆
2・4・1	新見市大佐永富	八代神社	本権禰宜	西井 可奈
2・4・17	備前市西片上	宇佐八幡宮	本宮司	松末 崇史
2・5・12	瀬戸内市長船町土師	木鍋八幡宮	本宮司	高原 家直
2・5・12	瀬戸内市長船町土師	木鍋八幡宮	本禰宜	高原 仲家
2・6・2	玉野市御崎	御前八幡宮	本禰宜	堀 由賀里
2・6・10	井原市高屋町	八幡神社	本宮司	藤井 一郎

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
元・12・10	瀬戸内市長船町長船	朝負神社	本宮司	高原 弘美
元・12・23	美作市湯郷	湯神社	本禰宜	中野 和子
2・1・20	津山市二宮	高野神社	本禰宜	河原 貴浩
2・3・31	岡山市北区石関町	岡山神社	本禰宜	中野 宣子

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
2・3・31	岡山市北区石関町	岡山神社	本権禰宜	久山 桃代
2・3・31	岡山市中区奥市	岡山縣護國神社	本宮司	奥西 道浩
2・3・31	岡山市中区奥市	岡山縣護國神社	本禰宜	河野 薫
2・3・31	岡山市北区浅川五一九・西祖二八	福岡神社	本宮司	大岩 實
2・3・31	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本権禰宜	平野 喜隆
2・4・6	高梁市備中町西山	大藏神社	本宮司	石川 紘子
2・4・6	高梁市備中町西山	大藏神社	本禰宜	伊野 晴美
2・4・8	備前市麻字那	石立神社	本宮司	宮宅 邦男
2・5・11	瀬戸内市長船町土師	木鍋八幡宮	本宮司	高原 家康
2・5・11	瀬戸内市長船町土師	木鍋八幡宮	本禰宜	高原 家直
2・5・11	瀬戸内市長船町土師	木鍋八幡宮	本禰宜	高原 仲家
2・5・11	高梁市成羽町成羽	八幡神社	本禰宜	渡邊 幸子
2・6・9	井原市高屋町	八幡神社	本宮司代務者	藤井 一郎

神社庁辞令

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名	現身分	享年
元・12・1	新見市哲多町	荒戸神社	本宮司	名越 正明	三級	86
元・12・1	高梁市川上町	惣社八幡神社	本宮司	山本 光徳	二級	76
2・2・26	備前市西片上	宇佐八幡宮	本宮司	松末 啓輔	三級	81
2・2・28	高梁市成羽町羽山	天津神社	本宮司	本倉 毅	二級上	84
2・4・27	勝田郡勝央町黒坂	八幡神社	本宮司	水島 幸彦	二級	93
2・4・29	岡山市北区久米	八幡宮	本宮司	小山 譽通	三級	87
2・5・29	高梁市備中町東油野	八幡神社	本名譽宮司	長原 環	二級	90

年月日	機構名	機構役職	氏名
2・4・1	伊勢神宮崇敬会岡山県本部	評議員	上月 良典
2・4・1	伊勢神宮崇敬会岡山県本部	評議員	福田 真人
2・4・1	伊勢神宮崇敬会岡山県本部	評議員	室山 晃一
2・4・1	伊勢神宮崇敬会岡山県本部	評議員	佐藤 達海

庁 務 日 誌 抄

令和元年12月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日

12月	
2日	関係者大会企画委員会／支部事務局説明会／神青協会議
3日	神青協役員会
4日	広報部会
5日	全国神社関係者大会（東京）
6日	大嘗宮見学（東京）
10日	祭儀部会／祭祀舞部会
16日	事業部会
23日	庁報封入作業
24日	役員会
25日	神青協会報誌発送作業
26日	大掃除
27日	御用納め

1月	
7日	御用始め／新年祭
28日	事業部会
30日	役員会（鶴崎神社）
31日	二級伝達式／女子神会議

2月	
3日	月次祭
5日	祭儀部会／神青協役員会
6日	教化委員会役員会
7日	敬婦監査会・役員会
14日	祭祀舞部会／神宮奉賛部会／特殊神事部会
17日	雅楽部会
18日	研修企画室
19日	同宗連広報部会
20日	祭祀舞研修会
25日	祭祀舞研修会
28日	広報部会

3月	
2日	月次祭
3日	天皇陛下御即位岡山県奉祝委員会

10日	神青協発送作業
12日	神殿祭／役員会
23日	女子神監査会・役員会
24日	神宮奉賛部会
25日	特殊神事部会
26日	二級上伝達式
27日	神青協会議
30日	身分選考表彰委員会

4月	
1日	月次祭
2日	神青協役員会
6日	伊勢神宮崇敬会監査会・理事評議員会
7日	防災点検
8日	教化委員会役員会
9日	神青協総会
10日	神楽部監査会・役員会
14日	祭祀舞部会
16日	特殊神事部会

5月	
7日	月次祭
11日	役員会／神青協広報部会

6月	
1日	月次祭
2日	一級・二級上・二級伝達式／役員会／身分選考表彰委員会
4日	神宮奉賛部会
7日	神楽部表彰式
15日	初任神職研修会
16日	初任神職研修会
18日	特殊神事部会
22日	支部長会／協議員会
23日	神青協役員会・庁内清掃
25日	初任神職研修会
26日	初任神職研修会

祭祀委員会特殊神事部会 写真展開催

令和二年一月一日から一ヶ月の間、岡山神社（岡山市北区石閨町）において写真展を開催いたしました。題目は長田神社（真庭市蒜山下長田）の「お田植祭」で、田植えの所作を神前で演じるなど県南都市部では見られない祭の形態に多くの方が足を止めて見入っていました。今後も特殊神事部会では、県内で今なお行われている特殊神事をより多くの方に知っていただく企画を考えていく予定でございます。



令和二年伊勢神宮新穀感謝祭について

毎年十一月に二百人を超える神職・氏子の方にご参加いただいております伊勢神宮新穀感謝祭の団体参拝については、この度の新型コロナウイルス感染症の影響で現時点では例年通りの参拝団を募集できない状況となっております。感染状況を見極めつつ、秋ごろを目途に実施規模を決定する予定としておりますので、改めてご案内いたします。

あとがき

今号を発刊するにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に拡大し、神社庁の研修会や行事は軒並み延期または中止となり掲載内容が変更されることも度々のことでした。そのようなか、急な原稿依頼もありましたが、皆様快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。

現在（七月一日時点）では、岡山県内の感染者は、六月二十四日に四十四日ぶりとなる二十五人目の感染者が確認されました。全国的には毎日数十人の方が感染しております。今年の秋から冬にかけて第二波、第三波が懸念されている状況です。コロナ前後で私たちの生活様式は大きく変化しました。各神社におかれましても感染対策には様々な工夫がなされております。鈴緒を撤去したり柱に括り付けたり、手水舎の柄杓の撤去、御祈祷後の御神酒拝戴の休止、他県ではマスク着用のまま祝詞奏上を認めているところもあるくらいです。

とにかく、「うつさない」「うつらない」行動が重要だと思います。皆様も感染には十分ご注意ください。

広報部長 青江

閉庁のお知らせ

令和2年12月29日～令和3年1月4日（年末年始）